

2023年4月25日

第17回新しい資本主義実現会議「論点案」に対する意見

日本労働組合総連合会
会長 芳野 友子

(1) 科学技術・イノベーションの追加検討事項

- 生成AIを含むAIの使用のあり方について、AIはそのアルゴリズムや学習プロセスによっては、偏った判断基準が形成され、誤った判断が行われる可能性があることや、機密情報や個人情報外部に漏れる恐れがあることから、安全性を第一に据え、プライバシー保護や人権の尊重など倫理的課題の取り扱いについて、あらかじめルールを定めることが重要である。
- そのうえで、AIの社会実装にあたっては、「雇用の劣化」や「雇用の二極化」が生じることがないように、教育訓練を活用するなど、AIと調和できる環境を整備していくことが重要である。

(2) GX・DXなどを進めるための企業参入・退出の円滑化

- 基本的な考え方として、GXやDXなど産業構造の転換は、少なからず雇用や地域経済に影響を与えるため、「失業なき労働移動」はもとより、産業移転に伴う地域経済のあり方を含む、分野横断的な課題の深掘りが必要。国・地域・産業の各レベルで、政労使や関係当事者が加わる「社会対話」を行うとともに、政府には省庁横断的な体制構築を求めたい。
- また、「失業なき労働移動」の円滑な実現には、働き方やライフスタイルに中立な社会保障制度、学び直しに必要な生活保障など重層的なセーフティネットの構築や、中小・零細事業者への雇用の影響を適正に評価し、サプライチェーンだけでなく、国・地域レベルでの目配せと強力な支援が必要である。
- これらの観点を踏まえると、事業不振に陥った場合に経営者が幅広い選択肢について早期に相談できる体制を構築することは、事業継続の可能性を高め、雇用維持をはかる観点から重要といえる。倒産や事業再編等が労働者の地位や労働条件等に与える影響は甚大であり、体制整備にあたっては、事業からの安易な退出を前提とすべきではない。
- スタートアップ育成5か年計画では、「事業再構築のための私的整理法制の整備」を行うとされているが、私的整理の円滑化といった狭い意味での再構築支援のみならず、円滑な事業運営に資する支援をはかっていくことが重要である。
- また、同計画では、個人保証を徴求しない新しい信用保証制度を創設するとされているが、個人保証には、「安易な倒産」を防ぎ、経営への規律を高めるという、モラルハザード防止の観点も含まれる。実際に倒産となれば、未払賃金や退職金等の労働債権があった場合、一般債権である労働債権は抵当権等に劣後し、回収は非常に困難となる。安易な倒産を促しかねない個人保証を不要とする考え方には極めて慎重であるべきである。
- 現状においても、倒産や事業再編時における労働者保護に関する法整備は不十分であり、具体的な検討が進んでいない。労働者の生活や雇用の安定をはかること

はもとより、事業再構築後の円滑な事業運営の支援にもつながる労働者保護ルールの確立について、早急に検討することが必要である。

- また、事業成長担保融資の拡大について記載があるが、事業成長担保制度は、労働契約などの企業の総財産を目的財産とする今までにない制度であり、金融庁ワーキング・グループのとりまとめでは、事業成長担保権の実行時に労働債権を優先弁済させる枠組みや、事業譲渡時は包括承継することを原則とすることが盛り込まれたものの、労働者の雇用や労働条件に与える影響は不透明である。
- 制度創設の目的である企業の継続・成長につなげるためには労働者の理解と納得を得ることが不可欠であり、担保権設定時には少なくとも使用者（設定者）による事前説明の義務づけが必要である。
- 実行時の事業譲渡に関し、個別換価がなされれば、労働者の雇用等に大きな影響を及ぼす懸念がある。実行時における労使協議等の手続の法定化が必要である。

以 上